



# 佐賀県公報

平成20年  
12月26日  
(金曜日)  
第 13114号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告 示

筑後川水系佐賀江川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(四七〇・河川砂防課)	一
筑後川水系巨勢川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(四七一・	一
筑後川水系佐賀江川及び同水系巨勢川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(四七二・	二
嘉瀬川水系八田江に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(四七三・	二
嘉瀬川水系本庄江に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(四七四・	二
嘉瀬川水系祇園川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(四七五・	二
六角川水系牛津江川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(四七六・	二
六角川水系晴気川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(四七七・	三
六角川水系今出川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(四七八・	三
六角川水系中通川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(四七九・	三
福所江水系副所江に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(四八〇・	三

## 公 告

競争入札の参加者の資格  
土地改良区役員の退任届

### 選挙管理委員会事項

政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書及び小額領収書等の写しの開示に関する規程

### 人事委員会事項

平成二十一年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の実施

### 公安委員会事項

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(建設・技術課) 三

(土地対策課) 八

" " 八

(告示・五〇) 八

(公 告) 九

(規則・一七) 三

## 〇 告 示

### ◎佐賀県告示第四百七十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、筑後川水系佐賀江川に係る浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項及び水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第一項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課、佐賀土木事務所及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

### ◎佐賀県告示第四百七十一号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、筑後川水系巨勢川に係る浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項及び水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第一項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課、佐賀土木事務所及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百七十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、筑後川水系佐賀江川及び同水系巨勢川に係る浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課、佐賀土木事務所及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百七十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、嘉瀬川水系八田江に係る浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百七十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、嘉

瀬川水系本庄江に係る浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百七十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、嘉瀬川水系祇園川に係る浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百七十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、六角川水系牛津江川に係る浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百七十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、六角川水系晴気川に係る浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百七十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、六角川水系今出川に係る浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百七十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、六角川水系中通川に係る浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第四百八十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、福所江水系福所江に係る浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により公表する。

その関係図面は、県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

○ 公 告

平成21年度及び平成22年度において佐賀県が発注する建設工事等について、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の規定に基づき、競争入札に参加することができるものの資格、申請方法等を次のとおり公告する。

なお、この公告に定める資格審査の手続は、1994年4月15日にララケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。

平成20年12月26日

佐賀県知事 古川 康

1 業種の区分

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する建設工事の種類による。

<p>(2) 建設関連業務</p> <p>ア 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する建設コンサルタント業務の部門による。</p> <p>イ 建築関係建設コンサルタント業務 建築士事務所部門及び建築関係コンサルタント部門の2部門による。</p> <p>ウ 補償関係コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償コンサルタント業務の部門による。</p> <p>エ 地質調査業務</p> <p>オ 測量業務</p> <p>カ 環境調査業務</p> <p>キ その他</p> <p>2 申請の対象者</p> <p>(1) 平成20年9月26日付け佐賀県公報第13088号による申請の時期までに申請書類を提出することが可能であった者で申請していない者</p> <p>(2) 佐賀県特定調達契約規則第2条第1項第4号で定める特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う者</p> <p>3 申請の時期</p> <p>平成21年1月14日から平成21年1月16日まで。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請については、その後も随時の受付を行う。</p> <p>4 申請の方法</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>競争入札参加資格を得ようとする者は、次に掲げる申請書類を添えて申請すること。</p>	<p>ア 県内に本店を有する建設工事業者が提出する書類</p> <p>(ア) 資格審査申請書</p> <p>(イ) 80円切手</p> <p>(ウ) 申請書受理票</p> <p>(エ) 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類</p> <p>(オ) 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類（写し可）</p> <p>(カ) 平成18年10月1日から平成19年9月30日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書の写し</p> <p>(キ) 平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書の写し（ただし、平成20年1月に改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写しとする。）</p> <p>(ク) 平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に建設業法第28条の規定による指示処分又は営業停止処分を受けた場合には、その通知書の写し</p> <p>(ケ) 平成20年9月30日の時点において有効なISO（国際標準化機構）9001及びISO14001の認証（財団法人日本適合性認定協会又はIAF（国際認定機関フォーラム）における国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が認証したものに限る。）及びエコアクション21の認証を受けている場合は、その登録証の写し</p> <p>(コ) 平成20年9月30日の直前2年間に建設業許可を取得し3年以上経過している県内に本店を有する建設工事業者同士の合併又は事業譲渡をしている場合は、合併・事業譲渡に係る申告書、合併・事業譲渡に係る契約書の写し、合併・事業譲渡をした建設業者の建設業許可通知書の写し、合併・事業譲渡により建設業許可を全部廃業した建設業者の廃業届の写し及び合併・事業譲渡に係る総合評定値通知書の写し又は佐賀県に提出した総合評定値請求書の写し</p> <p>(サ) 経営事項評価点数の対象期間に、建設業以外の日本標準産業分類へ</p>
---	---

進出し、500万円以上支出している場合(新会社設立又は共同出資にて新会社を設立している場合を含む。)は、新分野進出申告書、建設業以外の産業分類の事業を行っていなかったことを証明する書面の写し及び新分野進出に要した支出(500万円以上)を証明する書面の写し。さらに、新会社を設立した場合は、新会社の商業登記簿謄本及び定款の写し

(ウ) 平成20年9月30日の時点において、障害者を雇用している場合(障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)(以下「障害者雇用促進法」という。)第43条に係る障害者雇用を満たしていない場合を除く。)は、障害者雇用に係る申告書、身体障害者手帳、佐賀県療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し、平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿、職員名簿の写し又は健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し。さらに、障害者雇用促進法に基づき身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある場合は、同法第43条第5項の規定により厚生労働大臣に提出した平成20年6月1日の時点の報告書の写し

(エ) 平成20年9月30日の直前2年間に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を卒業後6ヵ月以内に採用し、その者が平成20年9月30日の時点において在籍する場合は、新規学卒者雇用に係る申告書、卒業証書又は卒業証明書の写し、平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿又は職員名簿の写し及び採用時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し

(オ) 平成20年9月30日の時点において、高年齢者雇用安定法の一部を改正する法律(平成16年法律第16号)に規定する高年齢者雇用確保措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業及び介護休業について、就業規則又はこれに準ずるもので定めている場合は、高年齢者雇用制度・男女共同参画制度の措置に係る申告書及び平成20年9月30日までに労働基準監督署に提出した就業規則の写し又は就業規則に準ずるものの写し

(カ) 平成20年9月30日の直前2年間に各年1回以上のボランティア等地域貢献活動をした場合は、ボランティア等地域貢献活動報告書及び当該活動の事実を客観的に確認できるもの

(キ) 平成20年9月30日の時点において、建設業労働災害防止協会に加入している場合で、直前1年間(平成19年10月1日から平成20年9月30日まで)に5割以上の活動に参加している場合は、建設業労働災害防止協会又は所属団体の活動証明書

(ク) 過去に佐賀県、佐賀県教育委員会又は佐賀県警察本部が発注した工事を受注し、かつ、当該工事について平成16年10月1日から平成20年9月30日までの間に完成検査を受けている場合は、当該工事の工事成績評定通知書の写し。なお、この期間に完成検査を受け、工事成績評定通知書を受領していない場合は、平成16年10月1日から平成20年9月30日までの請負契約書の写し(当該工事を建設工事共同企業体により受注した場合は、共同企業体協定書を含む。)

(ケ) 建設工事のうち土木一式工事及び舗装工事への入札参加を希望するもので、社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)を受講している場合は、平成20年9月30日の時点における学習履歴証明書の写し。

また、建設工事のうち建築一式工事への入札参加を希望するもので、社団法人日本建築士会の継続学習制度(CPD)を受講している場合は、平成20年9月30日の時点における研修履歴証明書の写し。

(コ) 佐賀県建設業者施行能力等級評定要領第5条第9項の規定により現

等級維持を希望する場合は、当該希望に係る申告書

- (ト) 平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿の写し及び技術職員名簿で確認ができない技術職員の資格を証する書類の写し

- (チ) 建設工事のうち舗装工事、電気工事、管工事及び造園工事への入札参加を希望するもので、平成20年9月30日の時点において有効な資格（舗装工事にあつては「舗装施工管理技術者」、電気工事にあつては「電気工事士、電気主任技術者」、管工事にあつては「空気調和設備配管・冷凍空調和機器施工、給排水衛生設備配管、配管・配管工」、造園工事にあつては「造園」の資格）を有する技能士等がいる場合は、その資格者証の写し及びその者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し。なお、当該技能士等が、(ト)に規定する技術職員名簿の写しに記載され、確認できる場合は、不要。

- (ニ) コンプライアンス実行宣言を行う場合については、コンプライアンス実行宣言書

- (ク) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状

- (ネ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

- (ノ) 当期申請期間に申請できなかった願末書

- イ 県外に本店を有する建設事業者が提出する書類

- (ア) アの(ア)から(キ)までに掲げる書類

- (イ) 平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に都道府県に提出した技術職員名簿の写し

- (ウ) 建設業の許可を受けた営業所に契約に関することを委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委

任状

- (エ) 建設業の許可を受けた営業所に契約について委任する場合は、建設業法に基づき都道府県に提出した建設業許可申請書及び別表の写し

- (オ) 当期申請期間に申請できなかった願末書  
ウ 特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設事業者が提出する書類

- (ア) アの(ア)から(キ)まで及びイの(イ)から(ウ)までに掲げる書類

- (イ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

- エ 県内に本店を有する建設関連業者が提出する書類

- (ア) アの(ア)から(オ)までに掲げる書類

- (イ) 入札参加を希望する業種について国又は県の登録を受けている場合は、その登録を受けたことを証する書面の写し

- (ウ) 測量業務への入札参加を希望する場合は、測量法（昭和24年法律第188号）に基づき国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し

- (エ) 土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務への入札参加を希望し、かつ、当該業務について国の登録を受けている場合は、国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し（国の受付印が確認できるものに限る。）

- (オ) 商業登記簿謄本又は代表者身元証明書（入札参加を希望する業種について国又は都道府県の登録を受けている場合を除く。）

- (カ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状

- (キ) 当期申請期間に申請できなかった願末書

- オ 県外に本店を有する建設関連業者が提出する書類

- (ア) アの(ア)から(オ)まで及びエの(エ)から(オ)までに掲げる書類

<p>(4) 入札参加を希望する業種（土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、地質調査業務及び測量業務に限る。）について又は都道府県の登録を受けていることを証する書面の写し</p> <p>(ウ) 建築関係建設コンサルタント業務（建築士事務所部門に限る。）への入札参加を希望する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていることを証する書面の写し</p> <p>(エ) 営業所に契約に関することを委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>(オ) 当期申請期間に申請できなかった願末書</p> <p>(2) 申請書様式の入手方法</p> <p>佐賀県のホームページ（<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>）からダウンロードできます。</p> <p>なお、佐賀県内の土木事務所及び農林事務所でも取り扱っています。</p> <p>(3) 申請書類の提出場所及び提出方法</p> <p>申請書類は、次の場所に持参により提出すること。</p> <p>佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県県土づくり本部建設・技術課入札・契約担当 電話 0952-25-7102</p> <p>5 申請書類の作成に用いる言語等</p> <p>申請書類は、日本語で作成すること。</p> <p>申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>6 競争入札に参加することができない者</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第167条の11第1項の規定に該当する者</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要</p>	<p>な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者である。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの</p> <p>(3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者</p> <p>(4) 建設業法第3条の規定による許可を受けていない建設工業者</p> <p>(5) 申請を行おうとする建設工事の種類について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない建設工業者</p> <p>7 競争入札参加資格の認定</p> <p>申請内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施行成績、営業状態等を審査し、適当であると認めるときは、1に掲げる建設工事の種類又は建設関連業務の種類若しくは部門ごとに競争入札参加資格を認定する。</p> <p>6の競争入札に参加することができない者に該当する者は、競争入札参加資格がないと認定する。</p> <p>8 資格審査結果の通知</p> <p>「入札参加資格決定通知書」により通知する。</p> <p>9 資格の有効期間及び更新手続</p> <p>競争入札参加資格の有効期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から平成23年3月31日までとする。</p> <p>上記有効期間の経過後も引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、平成22年9月頃に平成23年度及び平成24年度に係る競争入札に参加する者の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い競争入札参加資格の審査申請を行うこと。</p> <p>10 競争入札参加資格の取消し</p> <p>申請書類に虚偽の記載をした者及び6の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その者の競争入札参加資格を取り消すことがある。</p>
---	---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊万里市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成20年12月26日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	田中 仁	伊万里市波多津町中山933番地	平成20年11月27日退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中里土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成20年12月26日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	前田 大	伊万里市二里町中里甲3773番地	平成20年12月7日退任

### ○ 選挙管理委員会事項

#### ●佐賀県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの開示に関する規程を次のとおり定める。

平成二十年十二月二十六日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの開示に関する規程

(趣旨)

第一条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）に基づく収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの開示については、

法、政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下「令」という。）及び政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）に定めるもののほか、この規程に定めることとする。

(定義)

第二条 この規程において「収支報告閲覧対象文書」とは、令第十八条に規定する収支報告閲覧対象文書をいう。

2 この規程において「少額領収書等の写し」とは、法第十九条の十六第一項に規定する少額領収書等の写しをいう。

(収支報告閲覧対象文書の閲覧)

第三条 収支報告閲覧対象文書のうち佐賀県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）において受理したものの閲覧は、県委員会の事務室において、執務時間中にしなければならない。

2 収支報告閲覧対象文書は、指定された場所以外に持ち出すことができない。

3 収支報告閲覧対象文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前三項の規定に違反する者に対しては、係員は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付)

第四条 法第二十条の二第二項の規定により、県委員会の受理した収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を県委員会に提出しなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年

三 求める写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあつてはそ



の旨及び当該複数の実施の方法、写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法)

四 写しの送付の方法による収支報告閲覧対象文書の写しの交付を求める場合にあつては、その旨

2 県委員会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 県委員会は、第一項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあつた日から起算して十五日以内に開示又は非開示の決定をしなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 県委員会は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して十五日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、県委員会は、延長する期間及びその理由を請求者に通知しなければならない。

5 第一項の規定による請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算して三十日以内にそのすべてについて第三項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第三項の規定による決定をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による決定をすれば足りる。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本項を適用する旨及びその理由

二 残りの収支報告閲覧対象文書について第三項の規定による決定をする期限

6 県委員会は、開示の決定をしたときは、速やかに、請求者に対して、収支報告閲覧対象文書の開示をしなければならない。  
(費用の負担)

第五条 前条第三項又は法第十九条の第十六第十項の規定により、収支報告閲覧対象文書又は少額領収書等の写しの開示を受ける者のうち、それぞれの写しの交付を請求しようとするものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定による写しの作成に要する費用は佐賀県情報公開条例に基づく公文書の写し等の作成に要する費用の例により算出する。

3 前項に規定する費用はあらかじめ納入しなければならない。  
附則

(施行期日)

1 この規程は平成二十一年一月一日から施行する。

(政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程の廃止)

2 政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書等の閲覧等に関する規程(昭和五十一年佐賀県選挙管理委員会告示第五号)は廃止する。

○ 人事委員会事項

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号)第6条の規定により、平成21年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)(行政特別枠)を次のとおり行います。

平成20年12月26日

佐賀県人事委員会

## 委員長 馬 場 昌 平

## 1 試験の区分 行政

## 2 受験資格

## (1) 受験資格

ア 昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

イ 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成22年3月までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法昭和25年法律第261号 第16条各号（準禁治産者を含む。）のいずれかに該当する者

## 3 書類選考

## (1) 選抜方法等

受験申込書とともに提出されたアピールシートにより書類選考を行います。

## (2) 書類選考通過者発表

平成21年4月2日（木曜日）に、佐賀県庁の掲示板に通過者の受験番号を掲示するほか、通過者に文書で通知します。

## 4 第一次試験

## (1) 試験の実施日

平成21年4月12日（日曜日）

## (2) 試験地

佐賀市又は東京都

(3) 試験種目及び内容は次表のとおりとし、教養試験の出題分野は別表のとおりとします。

試験種目	内 容
教養試験	一般的知識及び知能についての五択択一式問題50問による筆記試験
論文試験	思考力、総合的判断力、論理性、文章による表現力等についての筆記試験

なお、論文試験は第一次試験で実施しますが、第一次試験合格者発表後に第一次試験合格者のみ採点し、第二次試験合格者の決定に使用します。

## (4) 第一次試験合格者発表

平成21年4月下旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

## 5 第二次試験

## (1) 試験の実施日

平成21年5月上旬～中旬（予定）

第一次試験合格者に文書で通知します。

## (2) 試験地

佐賀市

## (3) 試験種目

面接試験及び適性検査

## (4) 第二次試験合格者発表

平成21年5月下旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

## 6 第三次試験

## (1) 試験の実施日

平成21年6月上旬（予定）

第二次試験合格者に文書で通知します。

## (2) 試験地

佐賀市

<p>(3) 試験種目 面接試験及び身体検査</p> <p>7 最終合格者発表 平成21年6月上旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。</p> <p>8 採用候補者名簿及び採用方法 採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を成績順に記載します。採用は、名簿に基づき、任命権者に提示した者のうちから任命権者が行います。</p> <p>9 試験案内書及び受験申込書の交付 (1) ホームページからダウンロードする方法 佐賀県ホームページ( <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a> ) から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。</p> <p>(2) 交付場所 佐賀県人事委員会事務局 さが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口) 佐賀県税事務所 唐津県税事務所 武雄県税事務所 産業技術学院 鳥栖農林事務所 伊万里農林事務所 鹿島農林事務所 神埼土木事務所 首都圏営業本部 関西・中京営業本部 (3) 郵送による請求方法</p>	<p>封筒の表に「行政特別枠請求」と朱書きし、140円切手をはったおて先明記の定形の返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル横24センチメートル程度))を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局に請求してください。</p> <p>10 受験申込の方法 (1) インターネット申込の場合(推奨) 佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。</p> <p>(2) 持参又は郵送の場合 提出先 佐賀県人事委員会事務局(郵便番号 840 - 8570 佐賀市城内一丁目 1番59号県庁内) 受験申込書に所定の事項を記入し、受験票送付用の80円切手をはり付けて提出してください。</p> <p>11 申込みの受付期間 (1) インターネット申込の場合(推奨) 平成21年2月2日(月曜日)9時から平成21年2月27日(金曜日)17時まで までに受信したものを受け付けます。</p> <p>(2) 持参の場合 平成21年2月2日(月曜日)から平成21年2月27日(金曜日)までの8時30分から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等の閉庁日は除きます。</p> <p>(3) 郵送の場合 平成21年2月2日(月曜日)から受け付けます。 なお、2月27日(金曜日)の消印のあるものまで有効とします。</p> <p>12 問い合わせ先 佐賀県人事委員会事務局</p>
---	---

別表

教養試験出題分野一覧表

出題分野

社会科学（法律、政治、経済、社会一般、人権等） 人文科学（日本史、世界史、地理、思想・哲学、文学・芸術等） 自然科学（数学、物理、化学、生物、地学等） 文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈、情報に関する問題（パソコン検定3級程度の問題等） 佐賀県に関する問題等

○ 公安委員会事項

●佐賀県公安委員会規則第十七号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項ただし書を削る。

附則

この規則は、平成二十一年一月四日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十二月二十六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社